

養老線地域公共交通再生協議会規約

(目的)

第1条 養老線地域公共交通再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 形成計画の策定、変更及び評価に関する協議
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項に定めるもののほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 設立当初の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、協議会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 4 設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席した委員の全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会・部会等)

第10条 協議会には、必要に応じ幹事会、部会等を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員等は会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項に規定する報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。

別表（第3条関係）

条項	委員
法第6条第2項第1号	大垣市 桑名市 海津市 養老町 神戸町 揖斐川町 池田町
法第6条第2項第2号	公共交通事業者 道路管理者 地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
法第6条第2項第3号	公安委員会 地域公共交通の利用者 学識経験者 その他会長が必要と認める者
オブザーバー	国土交通省中部運輸局

別記様式（第7条関係）

年 月 日

養老線地域公共交通再生協議会議長 様

所在地

団体名

委員氏名

印

委 任 状

年 月 日に開催する養老線地域公共交通再生協議会における議事の審議については、審議に係る私の権限の全てを次の者に委任します。

- 1 委任される者の氏名
- 2 委任される者の所属・役職